

**平成30年関係府省における予算編成過程での検討を  
求めるとした提案の措置状況**

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
28	Ｂ 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、人口集中地区内に限らず、立地適正化計画策定時の指標とした国勢調査において人口集中地区となっていた区域も認めるなど、対象区域の要件の取扱いを柔軟化すること。	本市には、中心的な図書館がないことが以前からの懸案でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。しかし、平成24年補正予算で図書館も対象施設となる「地方都市リノベーション事業」が創設されたことから、小出市街地に市民交流・賑わい創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設の整備に向けて検討を始めました。その後、平成26年に事業名称が「都市再構築戦略事業」に改称され、立地適正化計画の作成が採択要件に加わったため、平成30年度の事業採択を目指し、魚沼市適正化計画を平成29年3月に策定しましたが、策定直後に平成27年国勢調査の結果が公表され、本市内の人口集中地区が消滅したことが明らかとなり、同事業を活用しての図書館(複合施設)の整備構想は断念せざるを得なくなりました。	全国的に首都圏及び大都市圏等への人口流出が進む中で、人口集中地区数も減少に転じており、今後は中小都市の中心市街地の再整備が必要になると想定されます。よって、地方中小都市における市街地再生の効率的な推進のために、人口規模に見合う基準及び地区の設定、人口集中地区回復のための施策展開等を求めるものです。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	国土交通省	魚沼市	
97	Ｂ 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用	応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。	災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により住家が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていない。しかしながら、東日本大震災による長期避難により、避難者の生活実態も変化しているため、住居の状況が生活実態に合わないケースが生じている。家族構成の変化により住居が著しく手狭となったり、高齢化や疾病により住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じ、日常生活に不安や恒常的な不満が高まっている。避難者の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めていただきたい。	応急仮設住宅の住み替えが認められることで、避難者の居住の安定を図る上で柔軟な対応が可能となる。	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項2(5)留意点力及びキ	内閣府	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
高松市、熊本市	<p>○本市では、第2次都市マスタープランにおいて、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも、長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市を目指し、「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げている。</p> <p>具体的には、中心市街地及び15カ所の地域拠点に、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶものである。</p> <p>一方で、医療施設等(立地適正化計画に誘導施設として位置づけられた施設)については、都市再構築戦略事業の中心拠点区域内でしか実施できず、特に郊外の地域拠点においては都市機能誘導区域に位置づけられている地域であっても人口集中地区に該当しない地域がある。このような地域拠点においても円滑な都市機能の導入、更新等を図り、生活サービスの維持・確保するためにも、対象区域の要件緩和を求めらるるもの。</p> <p>○本市は、将来の人口減少、超高齢化社会を見据え、平成30年3月に「立地適正化計画」を策定した。今後人口が減少し、人口集中地区の減少が予測されるため、社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、立地適正化計画によって定めた、都市機能誘導区域を含むなど、柔軟な取扱いが望ましい。</p>	<p>○都市再構築戦略事業は、まちの拠点となるエリアへ医療等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的とする事業である。</p> <p>○したがって、まちの拠点となる区域に限定した支援を行うため、既に人口集積が図られている人口集中地区を要件としているところ。</p> <p>○なお、平成30年度より制度を見直し、次の要件に合致する場合は、人口集中地区がない市町村であっても都市再構築戦略事業の実施が可能となっている。</p> <p>【要件】当該市町村の区域内に人口集中地区がなく、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が10%未満である場合</p>
仙台市、福島県、いわき市、埼玉県、石川県、山梨県、宮崎市	<p>○当県においても、東日本大震災の被災者が入居する応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅)について、高齢の被災者からのよりバリアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。</p> <p>○本市においては、東日本大震災による避難者の応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となり、現在は、公共事業の遅れにより、応急仮設住宅を退居できない一部の方について、延長措置が取られている状況にあります。</p> <p>応急仮設住宅の供与期間中については、本市においても、避難生活の長期化による家族構成の変化や高齢化や疾病などにより、住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じていたことから、避難者個々の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めるよう提案することについて同意します。</p> <p>○仮設住宅のうち、プレハブ仮設住宅及び国・企業等から応急仮設住宅扱いとして借り上げた宿舎・社宅等(借上げ公営住宅等)については、再建が進み、入居世帯数が少なくなると、コミュニティや防犯上の問題が懸念される。また、プレハブ仮設住宅は公園用地に建設されたものが多く、借上げ公営住宅等は宿舎・社宅等のため、地域住民や所有者の利活用を考えると早期の解消、返還が望ましい。このため、プレハブ仮設住宅及び借上げ公営住宅等については、入居者数に応じて、借上げ民間賃貸住宅への転居を限定的に可能とするよう運用を見直すことが必要である。</p>	<p>○平成24年5月8日提出質問第232号「衆議院議員秋葉賢也君提出仮設住宅間の移転に関する質問に対する答弁書」においては、</p> <p>(1)災害救助法に基づく救助として行われる応急仮設住宅の供与は、災害により住宅が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的とするものであり、また、現に応急仮設住宅に入居している被災者の転居先としては、基本的には、他の応急仮設住宅ではなく、恒久的な住宅が想定されていることによるものである。</p> <p>(2)東日本大震災については、被害が甚大で広範囲にわたったため、遠方の応急仮設住宅に入居せざるを得なかった被災者がいたこと等の事情に鑑み、岩手県、宮城県又は福島県において、被災者の具体的な事情等を勘案した上で、やむを得ないと認める場合には、現に応急仮設住宅に入居している被災者が他の応急仮設住宅へ転居することを認めて差し支えないと考えている。</p> <p>○上記(2)に記載するやむを得ないと認める場合とは、以下を想定しており、以下の理由以外の個別事項(事情)については、内閣府と個別協議としてしているところである。</p> <p>(1)家主都合による契約更新の拒否、仮設住宅の集約等行政側の都合による移転など本人の責めによらない場合</p> <p>(2)DV被害者等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離</p> <p>(3)エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により高層階の昇降が困難となった場合の低層階への転居</p> <p>○したがって、東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用については、質問主意書の主旨を踏まえ、必要に応じて個別事情を勘案したうえで決定していく必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
98	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「地域少子化対策重点推進交付金」の運用の改善	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。	市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くある。 ※秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していない。一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給コストが安価であることから、今後も単独予算で継続したいとの意向がある。 また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くある。 本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅購入については結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	現在の少子高齢の社会において、結婚を希望する世帯にその環境を整備することは重要である。提案の実現によって、本補助金の活用をためらっていた自治体が、事業を実施することにより、結婚を希望しているが経済的な負担により躊躇している県民に対して、結婚を後押しする効果が期待される。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領、結婚新生活支援事業実施要領、結婚新生活支援事業費補助金交付要領	内閣府	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	
99	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者があるにも関わらず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。 ※現状、秋田県では、開設はしているが、補助要件である専任の者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点が11か所ある。なお、国の交付金の要件に満たない事業に対しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に県単独で補助事業を実施しているが、3年間の限定的な補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	本交付金を活用できなかった拠点事業が本交付金の対象となることで継続的かつ安定的に運営できるとともに、新たな拠点の整備も進むことが期待され、地域の子育て支援機能の充実を図ることができる。また、子育てしやすい環境の整備や社会全体で子育ての安心感を支えていく仕組みづくりなどの実現により、人口減の抑制を図ることができる。	子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、東成瀬村	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
群馬県、埼玉県、山梨県、枚方市、神戸市、山口県、徳島県、福岡県、宮崎市	<p>○本県内における本補助金実施市町村は6市町であり、市町村の17%にとどまっている。また、世帯年収と夫婦の年齢の双方に要件が設定されたことにより、対象者がより限定されることから、市町村によっては独自財源を用いることで年齢要件に合致しない新婚世帯に対しても補助を実施しているところである。</p> <p>○晩婚化の進行により、新婚世帯の年齢も上昇している中、夫婦ともに34歳以下という要件では、利用対象者が限定され、制度の活用も進まない現状にある。このため、年齢要件の緩和等、要件の見直しをお願いしたい。</p> <p>○本市は、現時点では当該交付金を活用していないが、今後、結婚支援策を幅広く検討するに当たっては、可能な限り地域の実情と発意に応じて可変的であるほうが、より適切な施策の展開につながるものと考ええる。</p> <p>○平成29年度、本県では交付実績額が交付決定額の32.4%に留まった。事業実施市町村からは、申請実績が目標に至らなかった理由として、世帯の所得要件が低いことが挙げられた。</p> <p>○平成30年度からは年齢要件が加わるため、さらに申請件数が落ち込むことが懸念される。世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直されることで、県民の申請件数の向上、交付金活用市町村の増加につながることを期待される。</p> <p>○平成29年度に県内で結婚新生活支援事業を実施した市町村においても、要件を満たさないため補助の対象外となった新規婚者が認められている。</p> <p>○世帯年収要件及び年齢要件について、条件の緩和が必要と思われる。</p> <p>○結婚新生活補助金について、当市でも申請にあたっての窓口や電話等での問い合わせでは補助対象世帯の対象要件のうち、所得要件(世帯所得340万円未満)や婚姻時期に係る要件に関する緩和を求める声が多く寄せられており、これらの要件がハードルとなって申請に結びつかないケースが多いものと考えられるため所得等の要件について更なる緩和が必要である。</p> <p>○また、現行の補助対象費用では、対象とする所得層において、補助金枠を上限まで利用できる世帯は少ないと考えられるため、提案主旨にある住宅取得を加えることに賛同する。加えて、当市における申請対応や電話等での問い合わせのなかで要望が多くみられるが現行の補助対象に含まれていない、賃貸借契約において賃貸人から求められる家賃保証にかかる費用及び損害保険料、平成29年度まで当市が独自に補助しており助成者より好評であった結婚式費用及び新生活に必要な家具家電費用等を新たな対象費用に加え、新婚世帯が本補助金を最大限利用でき、より婚姻促進効果を生み出す枠組みを対象費用の面からも検討していただきたい。</p> <p>○当補助金の条件として、夫婦ともに34歳以下、年間所得340万未満が設定されている。近年、ますます晩婚化・晩産化が進む中、34歳を超えた婚姻・出産のケースが増加傾向にあることから、その動向に対応できるよう、年齢制限の緩和もしくは撤廃が必要と考える。また、本補助金は重要課題である少子化対策につながることから、所得制限の緩和により対象世帯を拡大し、事業効果を高める必要があると考える。</p> <p>○また、本補助金制度においては、住宅取得(持ち家の購入)の場合、建物代のみが対象となっているが、申請される夫婦によっては多額の支出をしているにも関わらず、売主(不動産業者等)から土地・建物の内訳や消費税額の情報がもらえず、補助金の交付が受けられないケースが生じている。このため、土地代も含めて補助対象とする必要があると考える。</p> <p>○平成30年度には、世帯所得の要件が厳しいことを理由に、十分な事業効果が得られないと判断し、交付申請を取り止めた市町村があった。例年、支給件数の実績は計画を下回っているが、複数の市町村では世帯所得の要件を超える婚姻予定者からも経済的な相談を受けた事例があり、世帯年収要件を緩和した場合のニーズはあるものと考ええる。</p> <p>○所得制限等が厳しいため、申請出来ない事例が見受けられる。</p> <p>○本県においても、補助金支給要件が厳しいために対象者が限定されることから実施市町が3自治体にとどまるなど、結婚新生活支援事業本来の目的を達成できていない状況である。</p> <p>○要件を緩和することで、実施市町も増加し、結婚新生活支援事業の効果を高めることが可能と思われる。</p>	<p>○本事業は、少子化対策の一環として、とりわけ若者の婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、年齢要件については結婚希望年齢(男性30.4歳、女性28.4歳)や平均初婚年齢(男性31.1歳、女性29.3歳)を基に、所得要件については統計データを基に設定し、ターゲットを明確化している。</p> <p>○また、国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(独身者調査)」において、結婚の障害として「結婚のための住居」と回答した割合が高かったことから、補助対象費目を新居の家賃、引越費用等に限定しているもの。</p> <p>○支給要件及び対象費目については、予算に限りがある中で、事業効果を最大限高めるために設定していること、また、財務省が行った平成30年度予算執行状況調査において、安易に受給要件を緩和すべきでないという指摘を受けたことを踏まえ、ご提案のあった年齢要件及び世帯所得要件の緩和又は撤廃、対象費目の追加を行うことは困難である。</p>
横浜市、山梨県、宮崎市、沖縄県	<p>○地域子育て支援拠点事業の基準が緩和されることで、地域の実情や利用者ニーズに沿った多種多様な柔軟な事業展開が期待でき、子育て支援事業の充実につながるものと考えられる。</p> <p>○私立幼稚園で実施している事業においては、専任従事者の配置を求めず、週3日以上1日2時間以上の実施としているため、市単独の補助事業として実施しています。そのため、実施要件の緩和により「子ども・子育て支援交付金」の対象となれば、既存園の実施内容の充実や、新規実施園の拡大が見込まれます。</p>	<p>○地域子育て支援拠点事業は、子育てが孤立化することによる不安感の解消等の観点から、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するものである。</p> <p>○そこで、地域子育て支援拠点事業の一般型については、親一人で子育てしている時間帯が多いと考えられる平日について、少なくともその半数以上である3日以上開催すること、かつ、親子が利用しやすいと考えられる昼間の時間帯を想定し、少なくとも5時間以上開催することを補助の要件としており、これを満たさない場合は地域子育て支援拠点事業の趣旨に適合しないと考えられることから、本提案に対応することは困難である。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
100	日 地方に対す る規制緩和	医療・福祉	「地域子どもの未 来応援交付金」の 運用の改善	地方が、創意工夫により、地 域の実情を踏まえた実効性 の高い子どもの貧困対策を、 継続的かつ安定的に推進す るため、「地域子供の未来応 援交付金」について、地域の ニーズに柔軟に対応できるよ う複数年度にわたる活用を可 能とするなど運用の弾力化を 図ること。	現行の交付金は単年度補助であることから、継続的な実施が必要と される事業(コーディネーターの雇用)については交付金の活用に至 らないケースが多く、子どもの貧困対策を進める上で支障になってい る。 ※コーディネーターの雇用について、初年度に交付金があっても、翌 年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を 懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25 市町村のうち1町のみが30年度に交付金を活用して取り組む予 定。) ※事業が軌道に乗るまでの数年について支援があれば、継続的な 雇用に向けて取組が進むと考えられる。	本交付金の活用をためらっていた自治体が、事業を継続的かつ安 定的に推進するための財源として本交付金を活用することができ るようになり、現在内閣府で進めている子どもの貧困対策に取り組 む地域ネットワークの形成が、地方の実情を踏まえた上で進んで いくことが期待される。	地域子供の未来応 援交付金交付要綱 及び同実施要領	内閣府	秋田県、 青森県、 男鹿市、 仙北市、 小坂町、 上小阿仁 村、五城 目町、羽 後町、東 成瀬村	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
山形市、福島県、石川県、福井市、山梨県、徳島県、高松市、大分県、宮崎市	<p>○当該交付金については、(子どもたちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備において)「事業の拡充」等の一定の条件の下、最大3年を限度として継続実施も可能とされているところではあるが、特にコーディネーターを雇用している場合については、当該コーディネーターの安定的な雇用の確保に加え、関係機関や関係者との信頼関係を構築し、「人と人をつなぐ」という業務の特性に鑑み、交付金の複数年度にわたる活用についての条件を、可能な限り緩和していただきたい。</p> <p>○子どもの貧困対策は、喫緊の課題であるが、現在の単年度1回のみでの交付金では継続的な対策を講じることが難しく、複数年度にわたる活用を可能とすることで、事業の持続性を担保することが出来る。</p> <p>○本交付金を活用して実施する子どもの居場所づくり事業については、継続的に実施することにより意味のある事業であるが、現行の交付金は単年度補助であることから、自治体においては本交付金を活用し事業を進めてことを踏みとどまる可能性がある。また、先駆的な取組以外には認められない交付金となっており、子どもの貧困対策を進めるうえで必要な取組全般に活用できる柔軟な交付金としていただきたい。</p> <p>○本県内の市町村でも今年度当該交付金を活用して居場所づくりのサポート事業を実施している団体が1団体あるが、同様の取組を実施する場合に来年度以降の負担が懸念される状況となっており、今年度は、調査事業を行う団体が1団体ある以外には、交付金が活用されていない状況である。</p> <p>○現行の交付金は単年度補助であり、本市においても、継続的な事業を展開するにあたり、財政負担が懸念される。</p> <p>貧困対策は事業を継続的かつ安定的に推進することが必要であることから、複数年にわたる交付金活用を可能とすることが望まれる。</p> <p>○本市においても、子どもの貧困対策に取り組むにあたり、本交付金の活用を検討しているところであるが、本交付金の補助率は「実態調査」や「整備計画の策定」に関しては3/4であるものの、最も財政的に負担がかかる「体制整備」や「モデル事業の実施」等に関しては1/2であり、事業実施には財政負担が大きいのとなり、交付金の活用を躊躇しているところである。子どもの貧困対策に関する事業は、継続的に行う必要があり、補助率の見直しを要すると共に、本交付金の継続的な活用が可能となるよう要望する。</p> <p>○事業を継続的かつ安定的に推進するための財源として本交付金を活用することができるようになり、子どもの貧困対策に取り組む地域ネットワーク形成の推進につながる。</p> <p>○本県においては、18市町村のうち2市のみが30年度に交付金を活用して取り組む予定。複数年の支援があれば、交付金を活用した取り組みが進むと考えられる。</p>	<p>○「地域子供の未来応援交付金」における「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」については、「その地域において先行的な事業にあって、他の地域においても汎用性のある優れたものについて、当該事業の立ち上げ期に際し、補助を行う」とされている。</p> <p>○これまでは、事業の立ち上げを補助することとされていたことから、単年度限り事業申請を受け付けていたが、平成30年度から地方公共団体等からの要望を踏まえ、地域の実情を踏まえ、過年度における事業実施の中で浮かび上がった課題等に対応するための事業の拡充等を行い、その地域において先行的な事業と認められる場合、かつ当該先行事業を地域に根付かせるために交付金を活用して翌年度も実施する必要性が認められる場合は、最大3年の事業の継続を認めることとした。</p> <p>○現在、当該見直しを踏まえた事業が実施されているところであり、今後の事業の在り方については、当該事業の実施結果及び成果について検証を行い、検討することとしたいと考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
161	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブ(老人クラブ等事業運営要綱にておおむね30人以上と規定)の会員数の基準緩和	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブ(老人クラブ等事業運営要綱にておおむね30人以上と規定)の会員数の基準緩和	老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなることにより、活動資金が不足し活動が継続出来なくなるクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たせなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。	補助対象会員数の下限を緩和することにより、解散する老人クラブが減少し、地域の見守り等活動が継続できるとともに、今後取り組みを進めるフレイル予防など新たな施策も展開しやすくなる。そのため、介護予防・フレイル予防効果が期待できるとともに、住民の地域活動への意欲向上に資することとなる。また、新規結成のハードルは下がるため、新たなクラブが結成される可能性が高まることになる。	「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(H4.3.2 厚生省発老第19号厚生事務次官通知) 「老人クラブ活動等事業の実施について」(H13.10.1 老発第390号厚生労働省老健局長通知)	厚生労働省	神戸市	

<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

回答欄(各府省)

団体名	支障事例																	
旭川市、仙台市、秋田市、米沢市、福島県、石岡市、埼玉県、千葉県、千葉市、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、名古屋市、春日井市、稲沢市、田原市、京都市、芦屋市、伊丹市、徳島市、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	<p>○老人クラブの会員数は年々減少しており、補助対象の基準となる30人を下回るクラブが増加している。活動は行っているが補助金を受給することが出来ないクラブが今後増加することが見込まれる。 (30人未満の単位クラブ数) 平成29年度 4クラブ 平成30年度 9クラブ</p> <p>○老人クラブについては、現在、会員が減少傾向にあり、会員数が補助金要件(おおむね30人以上)を満たせず補助金の交付を辞退するクラブが発生している。補助金がなくなったクラブは、活動資金の不足により、活動の継続が困難となる可能性もある。会員数減でクラブ活動が停止した場合、再始動には多大な労力や費用がかかるため、高齢者の社会参加を促進するにも、少人数の老人クラブに対し活動の支援を行うことが必要である。</p> <p>○老人クラブが全国的に減少傾向にある中で、本市においても休会、解散などにより、クラブや会員数は若干の減少傾向にある。そのような中で、既存クラブが活動を継続できるよう、また、新たなクラブの結成を促すことを目的として、平成28年4月から市単独で30人未満の老人クラブへの活動に対して補助を行っている。(29年度補助実績8団体)</p> <p>○老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなることにより、活動資金が不足し活動が継続出来ないクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たせなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。</p> <p>○単位老人クラブを結成したい旨の相談があるが、補助対象会員数が高いハードルとなっている。高齢化により解散する単位老人クラブが増加しているとともに新規結成クラブも減少していることから、単位老人クラブの会員数の基準緩和により、地域活動の活性化が期待できる。</p> <p>○平成30年度の当市の単位老人クラブ数は、平成29年度から約30クラブが減少しクラブの会員数も約1200人の減少している。地域によっては、要綱に定められた規定数のクラブ会員を集められない等の理由により、補助金を受けられないことができて、クラブ活動そのものを断念せざるを得ない状況である。老人クラブでは、高齢者自らの生きがいや高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行うっており、会員数、クラブ数の減少は、そういった地域の自主的な活動の衰退につながるから、制度改正は必要と考えられる。</p> <p>○本市におけるシニアクラブ(老人クラブ)に対する補助金は、「老人クラブ等事業運営要綱」のおおむね30人以上を準用して支給している。そのため、会員数が30人を下回るクラブについては、原則補助対象としていない。本市のシニアクラブの会員数は減少傾向が続いており、会員が30人を下回った場合、補助金がなくなり活動資金も不足するため、活動の継続が難しくなる。</p> <p>○当市も同様に補助金交付要件から外れる会員30名未満のクラブは解散せざるをえない状況に追い込まれ、地域活動の衰退につながりかねない。なお、一旦活動が止まると再活動するには多大な労力が必要となることから解散を食い止める取り組みが重要である。</p> <p>○当市においても老人クラブ数および会員数の減少傾向にあり、その問題は深刻化している。そのため、当市では会員数が基準に満たない小規模のクラブの活動費についても独自の補助を行い解散を防ぐ策を講じているところである。しかしながら、当市の財政状況は厳しく、財源の確保に苦慮している問題もある。在宅福祉事業費補助金における補助対象の基準が緩和されれば、財政負担の軽減が図られ、ひいては、老人クラブ活動に対し、充実した支援を行うことができる。高齢者の生きがいと社会参加を促進するうえで、地域に密着した老人クラブの存在は重要であり、活動を支援する必要性は高いと考える。</p> <p>○本市においても、シニアクラブの会員数は減少しており、クラブの活性化及び新規会員の増強を図るため、平成29年11月にシニアクラブフェスティバルを開催した。</p> <p>30人以下のシニアクラブにおいても、新規入会がない等に苦慮しながらも地域貢献活動を行っていることから、補助金の人数緩和をお願いしたい。</p> <p>○本市では平成30年3月に策定した高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])において健康増進と介護予防の充実を重点施策の一つとして掲げている。当該計画では、老人クラブの活動支援を市の事業として位置付け、高齢者に対して外出の促進を図り、健康増進と介護予防の充実につなげていくために、国の補助要綱に基づく補助金交付や事業の共催などで老人クラブの活動を支援することとしている。しかしながら、活動主体となる老人クラブが30人という補助要件を満たせず解散する事例が年々増加しており、今後、解散する団体が更に増えれば、本市の介護予防等の施策推進に影響が出ることが懸念される。要件を緩和することで多くの老人クラブが存続し、活動を継続することができることから、本市だけでなくその他の自治体においても健康増進と介護予防の充実に寄与すると考えられる。</p> <p>○老人クラブの会員が30名を下回ると解散してしまう事例が見受けられる。また、30名という人数はハードルが高く新規の立ち上げも進んでいない。</p> <p>○会員数減少には様々な要因が考えられるが、支給要件の緩和は会員数の減少の歯止めにも一定の効果があると考える。</p> <p>○本市においても老人クラブ数及び会員数の減少傾向が続いており、解散理由の主な理由の一つに「会員減少」が挙がっている。老人クラブの解散により、地域におけるつながりが失われ、趣味やスポーツ活動などを通じた仲間同士の交流の機会が増なわれることは、高齢者の社会参加やいきがいづくりの観点から好ましくない状況である。</p> <p>また、老人クラブ活動は介護予防にも繋がることから、今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の観点からも、補助対象老人クラブ会員数の基準緩和を行い、クラブ解散に歯止めをかけることが必要である。</p> <p>○当県では東日本大震災以降、H24年度分から国に協議の上、特例として補助対象会員数を「25名以上」としている。それでもなお、県全体の老人クラブ会員数は毎年減少し続けているため、補助対象会員数の下限の緩和は、今後不可欠であると考えられる。</p> <p>○当県では具体的な支障事例を把握していないが、老人クラブ数・会員数は減少傾向にあり、会員30人未満のクラブの中には、資金不足により活動が困難となっている団体もあると思われることから、補助対象会員数の下限を緩和することで、クラブ活動の活性化に一定の効果も期待できると思料される。</p> <p>○本市においても、ここ5年間で、H25 182クラブ、H26 178クラブ、H27 177クラブH28 176クラブ、H29 172クラブといったように老人クラブの減少が見受けられる。老人クラブの活動は、会員相互の親睦を図り、心身ともに健全な老後生活の充実と福祉の増進に寄与すると考えられるので、在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和が望まれる。</p> <p>○老人クラブは地域の高齢者を主体とした自主的な組織として、地域の健康づくりや介護予防等の担い手として重要な役割を持っているが、近年、本市では高齢者数が増加しているのにもかかわらず、老人クラブ数及び会員数が減少している。今後も高齢者が増加することが考えられる中、老人クラブの存在はますます重要となる。まずは、補助対象数の下限を緩和することで、新規クラブ結成の障壁を低くして、クラブ数・会員数の増加を図ることが求められる。</p> <p>○本市における老人クラブ数の状況は下記のとおりであり、解散するクラブや30人未満のクラブが増加している。会員数の少ないクラブにも支援を行うことは、より多くの高齢者の生きがい・健康づくりに資することから、会員数の基準緩和を求める。(参考)過去3年の年度末時点における老人クラブ数(カッコ内は全体に占める会員数が20~29人規模の老人クラブの割合) H29: 440クラブ(23.6%) H28: 446クラブ(22.0%) H27: 462クラブ(21.0%)</p> <p>○本県においても適正(会員数30人以上)老人クラブの減少が続いており、また、県内では市町村単独事業で会員数30人未満の老人クラブに対して補助を行うなど、独自の取組を行っている自治体もある。今後、人数に拘らず地域の実情等に応じた、柔軟な対応方法を検討していただきたい。</p> <p>○毎年、高齢化等により、クラブ数・会員数の減少が続いており、解散するクラブの主な理由は、会員数30人未満となったことによるものである。30人の規定を下回るクラブであっても、地域活動の重要な担い手として、活動していただく活動があると考えられる。</p> <p>○会員が減少し、30人を下回ったことから補助金がなくなったことにより、活動資金が不足し活動が継続出来ず、休止せざるを得なくなったクラブが発生した。当クラブ会員は各々の最寄りのクラブにバラバラに入会することとなり、地域に根付いた活動に支障が出ている。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。</p> <p>○本県でも、適正クラブの基準に満たないクラブが112クラブあり、これらは補助金の交付対象となっていない状況。過疎化や会員の高齢化によりクラブ会員数が減少傾向にある中、適正クラブの基準を満たせないクラブが増え、クラブ活動の運営においても運営費の確保が課題となっているため、適正クラブ会員の基準の緩和は必要だと考えている。</p> <p>○本市いきいきクラブ補助金を活用している対象クラブ数は33クラブあるが、補助金申請クラブ数は7年間で17クラブ減り、会員数は560人減っている状況にあります。このような状況を踏まえ、連合会加入全クラブの活動の活性化と会員確保を目的として、平成30年5月から生涯現役プラチナ応援事業対象事業にいきいきクラブ【団体ポイント】を新設し、地域活性化、美化活動、世代間交流等の団体活動を通して良好な地域コミュニティの育成と生涯現役社会の取組を推進しているが、老人クラブの会員数の基準緩和などを行い、高齢者の団体運営に対する配慮と新規クラブの設置しやすい環境づくりなどの取組も必要と考えられる。</p> <p>○高齢者人口が増加する一方で老人クラブの会員数は減少し続けており、活動を維持できず解散するクラブが増加している。また、会員数の減少により補助要件を満たせない場合には、活動資金が不足するため老人クラブの解散に直結してしまう。</p> <p>○高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等が増加する中、地域における老人クラブの役割はますます重要になっているが、本県においても老人クラブの会員数、クラブ数、加入率は年々減少している。補助対象会員数の下限を緩和することにより、解散する老人クラブが減少し、地域の見守り等活動の継続などが期待できる。</p>	<p>○老人クラブ事業は、健康づくりや趣味・文化・芸能などのサークル活動等の高齢者自らの生きがいを高める「生活を豊かにする楽しい活動」と、在宅福祉を支える友愛活動や地域のボランティア活動、伝承、環境美化、提言・提案等に取り組む「地域を豊かにする社会活動」に大別される。老人クラブが行う多種多様な活動に対して助成を実施している。</p> <p>○多種多様な活動について、均衡をとりながら計画的かつ継続的に活動を実施するためには、一定程度の会員規模は必要と考えられることから、単に人数を緩和することが適当であるとは考えていない。</p> <p>○ご提案内容については、現行規定においても「おおむね30人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。」とし、地域性による弾力的な運用を認めているところであるので、30人以上という基準を一律に適用することのないように、ただし書きの運用について、改めて、自治体職員を対象とした会議等において周知を図っていくことを検討してまいります。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>会員数</th> <th>クラブ数</th> <th>加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>121,017</td> <td>2,214</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>106,614</td> <td>2,072</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>67,267</td> <td>1,561</td> <td>15.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	会員数	クラブ数	加入率	平成11年度	121,017	2,214	36.0	平成19年度	106,614	2,072	27.7	平成29年度	67,267	1,561	15.2	<p>○老人クラブ数及び会員数は減少傾向にあるため、会員数が補助対象要件を満たさない29人以下となったクラブの活動資金を、市単独補助金で補っている。基準緩和により、少人数で活動している老人クラブの解散を食い止められるほか、地域活動の活性化が見込まれる。</p>	
年度	会員数	クラブ数	加入率															
平成11年度	121,017	2,214	36.0															
平成19年度	106,614	2,072	27.7															
平成29年度	67,267	1,561	15.2															

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
195	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の免除の要件の見直し	災害援護資金貸付金について、借受人が破産等した場合に、市町村が不納欠損処分できる運用に改めるとともに、県への償還について、免除の要件に市町村が不納欠損をした場合を追加する等、地方公共団体の適切な債権管理を前提とした見直しを行っていただきたい。	破産により免責を受けた者に係る災害援護資金貸付金の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項の規定により読み替えて適用される災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項の規定により、支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合に免除できるとされ、その間、市町村においては債権回収に努めるという指導が国からなされている。 一方、破産により免責された債権や時効の援用により消滅した債権は任意に履行が可能な自然債務になるものと解され、仮に本人の任意性を害して回収したとすると破産法や民法に抵触することから、当市では、本人が任意に履行する意思がないなどにより履行の見込みがない場合は不納欠損処分をしなければならぬと考えており、対応に苦慮しているところである。	地方公共団体における事務負担を軽減し、適切な債権管理に資する。	・災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項	内閣府	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	
202	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号(以下「政令」という。))第1条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第4号で定める「5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万未満)」とする要件をさらに細分化し、「人口5万未満にあっては2以上」などの緩和規定を設ける。	平成29年9月17日に本市に接近した台風18号により、市内各所で多大な被害が発生した。 当市では全壊相当の住家が2棟であったが、被害を受けた市民の生活再建のため、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号(以下「法」という。))による支援を受けたいと考えていたが、適用対象とはならなかった。	(1)支障事例の説得力 ・本市における台風18号の被災状況として、住居全壊相当:2棟、半壊:6棟、一部損壊:5棟、床上浸水:111棟、床下浸水:524棟と、多大な被害を受けている。左記で記載した措置があれば、本市のように人口規模が5万人に満たないような市町村において、早期の災害復興や行財政運営の安定化が見込まれる。 (2)解決策の妥当性 ・災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)では、対象要件で細かい人口比を定めている。また、政令第1条第6号においても、人口5万人未満での要件緩和が定められていることから、妥当であると考えられる。 (3)期待される効果の具体性 ・今回の本市の災害は、全壊相当の住家が2棟であるが、半壊6棟、自宅前の道路が土砂崩れで崩落している住居(長期避難を要する世帯)もあるので、条件が緩和されれば、そのような市民も制度対象となる。被災世帯など多くの被災者の生活再建が期待できる。 今回の条件緩和が制度導入されると、今後全国でも人口5万人未満の小規模市町村において早期に多数の被災者の生活再建が期待でき、市町村の財政負担が軽減できる。	被災者生活再建支援法施行令第1条第4号	内閣府	臼杵市	被災者生活再建支援法.pdf
213	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。 また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項に定める災害援護資金貸付金の償還期間について、据置期間とそれに伴う償還期間を延長することにより、被災者に生活を立て直す時間的余裕を与えることができるため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項	内閣府	熊本市	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
福島県、須賀川市、船橋市、新潟市、山梨市、浜松市、福知山市、伊丹市、熊本市、宮崎市	<p>○債務者が無資力(破産・生活保護・低所得等)となった際の取扱いの範囲及び条件が整理されておらず、滞納案件の整理事務が停滞している状態である。</p> <p>(阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の貸付において、)市町村が無資力を要件として免除を行う場合、その免除した債権に相当する県への債務を免れる規定が無い場合、潜在的免除案件の整理事務が停滞している状態である。</p> <p>○平成17年に発生した災害における災害貸付金において、経年により破産者が増え、来年以降、時効の援用にかかる案件が多く発生すると予想される。また、回収不能となっている債権額も大きく、免除要件の見直しが必要と考える。</p> <p>○1級河川の氾濫や大雨による低地帯の冠水等、地理的状況等により、以前から水害による甚大な被害を受けてきた歴史がある地域である。近年では、平成16年台風23号、平成25年台風18号、平成26年8月豪雨により災害救助法が適用され、災害援護資金貸付金の貸付を行った。</p> <p>【貸付実績 H30.6.20現在】</p> <p>平成25年台風18号 貸付人3名、貸付金額3,400,000円 うち、償還期間到来で償還済のもの 3名、償還金額1,382,672円</p> <p>平成26年8月豪雨 貸付人20名、貸付金額29,900,000円 うち、償還期間到来で償還済・5名、償還金額2,026,175円 うち、償還期間到来で未償還・4名、償還金額470,368円</p> <p>災害援護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、返済するための資力が無く、結果、滞納になるパターンが多い。このような中、訪問による納付指導や催告の実施等、適正な債権管理を行うものの、災害援護資金貸付金等の私債権は税等の強制徴収公債権と違い自力執行権がないため、裁判所による法的措置しか滞納処分できる方策がないのが実情で回収は困難である。また、裁判所による法的措置まで行うには、多大な時間と労力が必要で、債権回収の採算は合わない。</p> <p>よって、適正な債権管理を行う中で、生活保護受給中や期限到来時点において無資力の状態、或いは、時効消滅により債権放棄→不納欠損となったものについては、償還免除としていただきたい。</p>	<p>内閣府としては、災害援護資金に係る債権管理については、自治体から相談があった場合には、適切に助言を行ってきたところである。今後も災害援護資金の債権管理が適切に行われるよう、引き続き関係自治体のニーズを把握した上で、適切に助言してまいりたい。</p> <p>なお、貸付金の原資には、国以外に都道府県の負担も含まれていることから、免除の要件の見直しに当たっては、都道府県の意向も必要であると考えている。</p>
山梨県、愛媛県、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、九州地方知事会	<p>○水害のように、床上浸水被害が多く、全壊は少ないなど、災害の種類によっては、全壊の戸数と被害規模が比例しない場合がある。災害救助法の算定方法のように、全壊住家の算定を半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって1世帯とみなすなどの改正が望ましい。</p> <p>よって、提案の内容を支持する。</p> <p>○平成25年度に発生した突風災害では、本県に隣接する県の市で30世帯の全壊が生じ、国の被災者生活再建支援制度(以下、国制度)が適用されたが、当該市に隣接する町では1世帯の全壊のみだったため国制度が適用されなかった。</p> <p>提案のように、より細かい人口比での要件緩和があれば、当制度で救われる人が増える可能性がある。</p> <p>○現行の被災者生活再建支援法は、住宅全壊世帯数(被災世帯数)が10世帯に満たない場合には適用されない。</p> <p>当市においては、震災、地すべり災害では県制度が創設され、被災者支援が行われたが、県制度が創設されない場合は支援が行われない。</p> <p>被災者の生活をいち早く再建するためには、被災世帯数の基準を設けず、法を適用し支援することが、極めて有効と考えることから、被災世帯数による基準を設けず、被災した世帯については、支援の対象となるよう制度を見直す。</p> <p>○本県では、平成16年度に被災者生活再建支援法が適用された災害において、同法の対象とならない半壊・床上浸水の被害は、市町が被災者に支援する場合、県独自の支援制度で対応した。</p> <p>現在は、適用対象が全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも日常生活に大きな支障が生じるため、支援法の適用対象とすること。</p> <p>支援対象の拡充によって、被災者の生活再建が一層促進されるため、制度改正の必要性等が認められる。</p> <p>○近年、九州地方では被災者生活再建支援を要する災害が頻発している。</p> <p>平成24年 九州北部豪雨災害 平成28年 熊本地震 平成29年 九州北部豪雨災害、台風第18号災害</p> <p>現行制度では、同一災害・同程度の被災にも関わらず、居住する市町村によって支援の差が生じるため、例えば他自治体では不公平感解消のための施策を講じている。</p> <p>具体的には、提案団体が事例として挙げている台風第18号災害では、提案団体に隣接する2市21世帯が被災者生活再建支援制度による支援を受けた一方で、当該団体は同制度の支援要件に該当しなかったため、地方単独(県・市1/2ずつ)による独自支援(半壊・床上浸水も対象)を実施し、市町村間の不均衡を解消した。</p> <p>なお、同様の事例は、平成21年7月中国・九州北部豪雨災害において他自治体でも生じている。(法適用となった自治体に隣接し、同規模の被害がありながら法の適用対象とならなかった自治体があった。)</p> <p>この他、一部地域では、平成27年5月の噴火に伴う全島避難(86世帯、137人)により、多くの島民が1年以上に及ぶ避難生活を余儀なくされたが、全壊等の住宅被害がなかったため、同制度の対象とはならなかった。</p> <p>こうしたことから、被災者生活再建支援制度については、としてもその適用範囲の拡大を図る必要があると考える。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な一定規模以上の自然災害が発生した場合に、都道府県の相互扶助及び国による財政支援により支援金を支給するものであり、この規模に達しない災害の場合は、地方公共団体の判断で必要に応じて支援を行うこととしている。</p> <p>支援法の規模に達しない災害の場合であっても、都道府県の判断で支援法と同様の支援を行う場合には、支給額の2分の1が特別交付税で措置されることとされており、提案団体の臼杵市が所在する大分県においても、平成29年台風18号により全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に対して支援を行っていると同っている。</p>
新潟市、山梨市、京都市、宮崎市	<p>○災害援護資金の貸付の対象になる方は、世帯主が負傷又は住宅に大きな被害を受けており、経済的に余裕がない状況であることから、生活の再建にかなりの時間を要する。その中で、高額な貸付金を返済していくことは容易ではなく、償還に期間を要する。</p>	<p>災害援護資金の償還期間は、本貸付金の制度設計に当たって参考にした他制度に比べて長い期間で立法されたところである。また、東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間は特例措置により13年としているところである。</p> <p>したがって、現在の償還期間10年は、適切であると考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
217	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。 実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。 しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	生活必需品の支給基準を被害の実情(罹災区分)に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することができる。	内閣府告示第228号第4条	内閣府	熊本市	
280	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し	定員30人未満の児童養護施設に家庭支援専門相談員を2人配置した場合には、2人分の保護単価が支給されるようにされたい。	本県の児童養護施設は、自施設の入所児童の支援のみならず、住民に身近な施設(県内の児童相談所が3か所であるのに対し、児童養護施設は10か所)として、児童虐待等に関わる家庭支援において重要な役割が期待される。 現に、被虐待児の8割から9割は施設に入所せず家庭で生活しており、在宅児童への支援が必要な状況である。 しかし、定数1人の家庭支援専門相談員だけでは、入所児童に加えて、地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援が十分に行えない状況にある。	加算要件の緩和により、定数1を超える家庭支援専門相談員の配置が促進されることにより、入所児童及び地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援の充実が期待される。 施設所在地において支援を必要とする児童やその家庭に対して、児童養護施設での豊富な経験や知識を有する家庭支援専門相談員による、児童虐待の予防、見守り等の再発防止等の家庭支援が可能となり、地域全体の福祉の向上につながる。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)	厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 将来世代応援知事同盟共同提案(事務局:徳島県)

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
<p>ひたちなか市、山口市、浜松市、田原市、京都市、岡山市、宮崎市</p>	<p>○災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。            実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。            しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。            ○本市においては、災害救助法による生活必需品の支給実績がないが、生活必需品の支給基準を被害の実情(罹災区分)に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化できると考える。</p>	<p>○災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はこうした事態に行われるものである。</p> <p>○生活必需品の給与又は貸与は、被災者への見舞制度ではなく、経済的損失への支援ではないため、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などにより直ちに日常生活を営むことが困難な方々に対して行うものであり、住家に被害を受けた方であっても、生活必需品等を自宅から持ち出すことのできた方や、他から生活必需品を得た者に対しては重ねてこれらを支給することはない。</p> <p>○平常時より生活必需品の配布対象者や配布物の決定等について、仕様を定め、製造事業者や配送事業者との協定や契約の締結等を行うなどを予め検討・実施しておくことにより、災害発生初動時に迅速かつ適切に対応が図られるものとする。</p> <p>○したがって、被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにするとは考えられない。</p>
<p>石川県、山梨県、兵庫県</p>	<p>○児童養護施設には入所児童がもう一度家庭で暮らしていけるよう家庭環境を調整する家庭支援専門相談員を配置しなければならないが、措置費制度上、定員30人未満の施設では2人目からの人件費は対象となっていない。現在、改正された児童福祉法では、児童養護施設には親子再統合のために必要な措置をとらなければならないことが新たに位置づけられたこともあり、ますます、家庭支援専門相談員の役割は重要となっている。</p>	<p>平成31年度予算案においては、ご要望の内容は盛り込んでいないが、「経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)」を踏まえつつ、必要となる財源と合わせて、他の改善事項とともに児童入所施設措置費等国庫負担金全体の中で次年度以降の予算編成過程において引き続き検討していく。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
307	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し	<p>・「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとで補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがある。</p> <p>・よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19人の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。)</p> <p>・補助基準額の積算根拠を明示すること。</p> <p>&lt;参考&gt;  児童数19人の場合： 2,797,000円  児童数20人の場合： 3,906,000円  (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)</p>	<p>○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な労力を要している。</p> <p>(15人～19人の児童クラブ数：9クラブ/全193クラブ H29.4現在)</p> <p>○現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。</p> <p>(20人～25人の児童クラブ数：18クラブ/全193クラブ H29.4現在)</p>	<p>○放課後の子どもの居場所の確保は必要不可欠であり、その受け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制の構築が可能となる。</p> <p>○人員確保や人員配置に費やしていた多大な時間と労力を、児童へのきめ細やかな対応に充てることが可能となり、児童に対する支援の充実(質の確保)が図られる。</p>	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中、別紙「放課後児童健全育成事業」	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
310	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「り災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。実際の救助事務においては、り災証明書以外に「り災区分」を証明する手段が無いため、り災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	生活必需品の支給基準を被害の実情(り災区分)に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することができる。	内閣府告示第228号第4条	内閣府	指定都市市長会	
313	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。については、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項に定める災害援護資金貸付金の償還期間について、据置期間とそれに伴う償還期間を延長することにより、被災者に生活を立て直す時間的余裕を与えることができるため、被災者の滞納リスクを軽減することが出来る。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	内閣府	指定都市市長会	
318	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の見直し	山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるように、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担がかかっているところである。この負担については事業所規模に比例して増しているものである。中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。このように、大規模事業所に負担が強い状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障を来すこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえて一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるように見直しを求めるもの。	大規模事業所の負担について人口密度等を踏まえ一定の場合に軽減することで、持続的にサービス提供を行える基盤の確保ができ、ひいては安定したサービスの提供により住民が自らの望む場所で生活することが可能となる。また、特に人材確保が困難な中山間地域において、職員の処遇改善・広報戦略を積極的にを行い、事業を継続することができ、中山間地域に人を呼び込む一助となる。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働省	江府町	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		回答欄（各府省）
団体名	支障事例	
ひたちなか市、山口市、田原市、北九州市、宮崎市	<p>○災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日付け社施第99号）」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。</p> <p>実際の救助事務においては、り災証明書以外に「り災区分」を証明する手段が無いため、り災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。</p> <p>生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。</p> <p>○本市においても、南海トラフ地震発災時には大規模な家屋被害が予想されている。限られた職員数による家屋被害認定及び罹災証明発行には相当時間がかかると思われるため、支給基準の見直しを図っていただきたい（管理番号217に同じ）</p> <p>○災害の状況により必ずしも迅速に罹災証明発行できるとは限らないことから、より速く支援を届けるためにも見直しが必要と考える。</p>	<p>○災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はこうした事態に行われるものである。</p> <p>○生活必需品の給与又は貸与は、被災者への見舞制度ではなく、経済的損失への支援ではないため、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などにより直ちに日常生活を営むことが困難な方々に対して行うものであり、住家に被害を受けた方であっても、生活必需品等を自宅から持ち出すことのできた方や、他から生活必需品を得た者に対しては重ねてこれらを支給することはない。</p> <p>○平常時より生活必需品の配布対象者や配布物の決定等について、仕様を定め、製造事業者や配送事業者との協定や契約の締結等を行うなどを予め検討・実施しておくことにより、災害発生初動時に迅速かつ適切に対応が図られるものとする。</p> <p>○したがって、被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにするとは考えられない。</p>
山口市、防府市、北九州市、宮崎市	<p>○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事象が発生しており、償還方法の見直しが必要である。</p> <p>○災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。</p> <p>また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。ついては、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。</p> <p>○据置期間の延長は、生活を立て直す時間的余裕を与える側面がある一方で、長い据置期間中に生活状況（収入・健康状態等）が変わり償還が困難になる一面もある。償還することが著しく困難である場合には、個々の状況に応じて支払猶予を適用することも可能であることから、一律に据置期間を延長することは慎重に検討すべきである。</p> <p>一方、据置期間の延長や支払猶予を適用した場合、法定の償還期間内に完済することが困難である方が多いと見込まれるため、償還期間の延長は必要であると考えます。</p>	<p>災害援護資金の償還期間は、本貸付金の制度設計に当たって参考にした他制度に比べて長い期間で立法されたところである。また、東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間は特例措置により13年としているところである。</p> <p>したがって、現在の償還期間10年は、適切であると考えます。</p>
田原市、出雲市	<p>○過疎地・中山間地等人口が密集していない地域は移動距離（時間）が長く、サービス事業者の経営は大変困難になっているため、過疎地・中山間地の介護サービス事業者の状況を勘案した介護報酬にする必要がある。</p>	<p>介護サービスの質を向上させるためには、介護サービス事業の安定的かつ効率的な経営が必要であるが、中山間地域等に所在する小規模事業所については、事業規模の拡大等による効率的な経営を図ることが困難であることから、加算により手当を行っているところである。</p> <p>一方、大規模な事業所については、小規模な事業所に比べ、効率的な経営が行われていると考えられることから、当該加算の趣旨を踏まえ、大規模事業所を適用範囲を対象とすることは適当でないとする。</p>